

# 監事監査報告書

平成 21 年 5 月 25 日

学校法人 武庫川学院

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人 武庫川学院

監事 末廣 昭雄 ㊟

監事 荻野 暁一 ㊟

私たちは、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人武庫川学院寄附行為第 36 条の規定に基づき学校法人武庫川学院の平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）の業務及び財産の状況について監査を行いました。

私たちの監査は、理事会および評議員会に出席するほか、理事からその業務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（公認会計士 真川正満）（公認会計士 大阪監査法人）と連携し計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施することを含んでいます。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断しています。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。